

住宅セーフティネット基盤強化推進事業（裁判外紛争処理手続きの活用等による
電話相談や面接相談体制の整備等に係る事業）の審査結果について

国土交通省住宅局住宅総合整備課

次のとおり、住宅セーフティネット基盤強化推進事業（裁判外紛争処理手続きの活用等による
電話相談や面接相談体制の整備等に係る事業）の採択結果についてお知らせします。

<募集期間>

平成23年7月1日～平成23年7月22日

<提案者及び評価結果>

○住宅セーフティネット基盤強化推進事業（裁判外紛争処理手続きの活用等による電話相談や面接
相談体制の整備等に係る事業）

- ① 賃貸借関係紛争に関する電話相談、専門家等による面接相談等の実施
- ② 賃貸借関係紛争の解決手続・業務に関するマニュアル作成
- ③ 賃貸借関係紛争に関する判例・実例（裁判外紛争解決手続を含む）の調査・収集・
整理・分析等
- ④ 賃貸借関係紛争の解決業務に携わる者への研修会の実施

提案者：18者（別紙1の通り）

評価：別紙2の通り

(別紙1)

評価結果一覧

| 事業 | 提案者 | 採択の有無 |
|----|-------------------------|-------|
| ① | 札幌司法書士会 | 採 択 |
| ① | 新潟県行政書士会 | 採 択 |
| ① | 公益社団法人総合紛争解決センター | 採 択 |
| ① | 愛知県行政書士会 | 採 択 |
| ① | 宮崎県司法書士会 | 採 択 |
| ① | 滋賀県行政書士会 | 採 択 |
| ① | 滋賀県司法書士会 | 採 択 |
| ① | 神奈川県行政書士会 | 採 択 |
| ① | 千葉司法書士会 | 採 択 |
| ① | 福岡県司法書士会 | 採 択 |
| ① | 栃木県行政書士会 | 不採択 |
| ① | 東京司法書士会 | 採 択 |
| ① | 和歌山県行政書士会 | 採 択 |
| ① | 山梨県行政書士会 | 採 択 |
| ① | 東京都行政書士会 | 採 択 |
| ① | (財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター | 採 択 |
| ② | 宮崎県司法書士会 | 不採択 |
| ② | 神奈川県行政書士会 | 不採択 |
| ② | 和歌山県行政書士会 | 不採択 |
| ② | 東京都行政書士会 | 不採択 |
| ② | (株)社会空間研究所 | 不採択 |
| ② | (株)三菱東京UFJリサーチ&コンサルティング | 採 択 |
| ③ | 和歌山県行政書士会 | 不採択 |
| ③ | 神奈川県行政書士会 | 不採択 |
| ③ | (株)三菱東京UFJリサーチ&コンサルティング | 採 択 |
| ④ | 宮崎県司法書士会 | 不採択 |
| ④ | 神奈川県行政書士会 | 不採択 |
| ④ | 福岡県司法書士会 | 不採択 |
| ④ | 和歌山県行政書士会 | 不採択 |
| ④ | 東京都行政書士会 | 不採択 |
| ④ | (株)社会空間研究所 | 採 択 |

(別紙2)

□住宅セーフティネット基盤強化推進事業（裁判外紛争処理手続きの活用等による電話相談や面接相談体制の整備等に係る事業）を行う者の審査結果について

① 賃貸借関係紛争に関する電話相談、専門家等による面接相談等の実施

・提案者：札幌司法書士会

・評価

(補助対象者要件)

| 要件 | 考え方 | 評価結果 |
|---|--|------|
| (1) 公平性及び中立性に関する要件 | ・提案者が、事業を実施する上での公平性及び中立性を有するかどうか。 | ○ |
| (2) 技術能力に関する要件 | ・住宅の紛争解決手続に関する活動の実績又はその知見や知識を十分に有するかどうか | ○ |
| (3) 守秘性に関する要件 | ・提案者の規定等において、本事業において知り得た情報を秘密にすること等の規定を設けているかどうか | ○ |
| (4) 事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件 | ・事業に係る経理等の処理を適切に行う体制となっているかどうか | ○ |

(提案内容選定基準)

| 基準 | 考え方 | 評価結果 |
|-----------|---|------|
| (1) 業務理解度 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に係る課題を踏まえた提案になっているかどうか | ○ |
| (2) 実施手順 | ・事業フロー及び工程計画において、電話、面接相談等の事業が、計画的かつ効率的に設定されているかどうか | ○ |
| (3) 的確性 | ・業務内容を具体的に定め、その実施方法を的確に定めているかどうか ・業務内容が、民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に対して適切なものであるかどうか | ○ |
| (4) 実現性 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に当たり、裏付けによる類似の事業実績を有するかどうか | ○ |
| (5) 専門性 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決について、専門的な検討・分析手法を有するかどうか | ○ |

(別紙2)

□住宅セーフティネット基盤強化推進事業（裁判外紛争処理手続きの活用等による電話相談や面接相談体制の整備等に係る事業）を行う者の審査結果について

① 賃貸借関係紛争に関する電話相談、専門家等による面接相談等の実施

・提案者：新潟県行政書士会

・評価

(補助対象者要件)

| 要件 | 考え方 | 評価結果 |
|---|--|------|
| (1) 公平性及び中立性に関する要件 | ・提案者が、事業を実施する上での公平性及び中立性を有するかどうか。 | ○ |
| (2) 技術能力に関する要件 | ・住宅の紛争解決手続に関する活動の実績又はその知見や知識を十分に有するかどうか | ○ |
| (3) 守秘性に関する要件 | ・提案者の規定等において、本事業において知り得た情報を秘密にすること等の規定を設けているかどうか | ○ |
| (4) 事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件 | ・事業に係る経理等の処理を適切に行う体制となっているかどうか | ○ |

(提案内容選定基準)

| 基準 | 考え方 | 評価結果 |
|-----------|---|------|
| (1) 業務理解度 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に係る課題を踏まえた提案になっているかどうか | ○ |
| (2) 実施手順 | ・事業フロー及び工程計画において、電話、面接相談等の事業が、計画的かつ効率的に設定されているかどうか | ○ |
| (3) 的確性 | ・業務内容を具体的に定め、その実施方法を的確に定めているかどうか ・業務内容が、民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に対して適切なものであるかどうか | ○ |
| (4) 実現性 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に当たり、裏付けによる類似の事業実績を有するかどうか | ○ |
| (5) 専門性 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決について、専門的な検討・分析手法を有するかどうか | ○ |

(別紙2)

□住宅セーフティネット基盤強化推進事業（裁判外紛争処理手続きの活用等による電話相談や面接相談体制の整備等に係る事業）を行う者の審査結果について

① 賃貸借関係紛争に関する電話相談、専門家等による面接相談等の実施

・提案者：公益社団法人総合紛争解決センター

・評価

(補助対象者要件)

| 要件 | 考え方 | 評価結果 |
|---|--|------|
| (1) 公平性及び中立性に関する要件 | ・提案者が、事業を実施する上での公平性及び中立性を有するかどうか。 | ○ |
| (2) 技術能力に関する要件 | ・住宅の紛争解決手続に関する活動の実績又はその知見や知識を十分に有するかどうか | ○ |
| (3) 守秘性に関する要件 | ・提案者の規定等において、本事業において知り得た情報を秘密にすること等の規定を設けているかどうか | ○ |
| (4) 事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件 | ・事業に係る経理等の処理を適切に行う体制となっているかどうか | ○ |

(提案内容選定基準)

| 基準 | 考え方 | 評価結果 |
|-----------|---|------|
| (1) 業務理解度 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に係る課題を踏まえた提案になっているかどうか | ○ |
| (2) 実施手順 | ・事業フロー及び工程計画において、電話、面接相談等の事業が、計画的かつ効率的に設定されているかどうか | ○ |
| (3) 的確性 | ・業務内容を具体的に定め、その実施方法を的確に定めているかどうか ・業務内容が、民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に対して適切なものであるかどうか | ○ |
| (4) 実現性 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に当たり、裏付けによる類似の事業実績を有するかどうか | ○ |
| (5) 専門性 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決について、専門的な検討・分析手法を有するかどうか | ○ |

(別紙2)

□住宅セーフティネット基盤強化推進事業（裁判外紛争処理手続きの活用等による電話相談や面接相談体制の整備等に係る事業）を行う者の審査結果について

① 賃貸借関係紛争に関する電話相談、専門家等による面接相談等の実施

・提案者：愛知県行政書士会

・評価

(補助対象者要件)

| 要件 | 考え方 | 評価結果 |
|---|--|------|
| (1) 公平性及び中立性に関する要件 | ・提案者が、事業を実施する上での公平性及び中立性を有するかどうか。 | ○ |
| (2) 技術能力に関する要件 | ・住宅の紛争解決手続に関する活動の実績又はその知見や知識を十分に有するかどうか | ○ |
| (3) 守秘性に関する要件 | ・提案者の規定等において、本事業において知り得た情報を秘密にすること等の規定を設けているかどうか | ○ |
| (4) 事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件 | ・事業に係る経理等の処理を適切に行う体制となっているかどうか | ○ |

(提案内容選定基準)

| 基準 | 考え方 | 評価結果 |
|-----------|---|------|
| (1) 業務理解度 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に係る課題を踏まえた提案になっているかどうか | ○ |
| (2) 実施手順 | ・事業フロー及び工程計画において、電話、面接相談等の事業が、計画的かつ効率的に設定されているかどうか | ○ |
| (3) 的確性 | ・業務内容を具体的に定め、その実施方法を的確に定めているかどうか ・業務内容が、民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に対して適切なものであるかどうか | ○ |
| (4) 実現性 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に当たり、裏付けによる類似の事業実績を有するかどうか | ○ |
| (5) 専門性 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決について、専門的な検討・分析手法を有するかどうか | ○ |

(別紙2)

□住宅セーフティネット基盤強化推進事業（裁判外紛争処理手続きの活用等による電話相談や面接相談体制の整備等に係る事業）を行う者の審査結果について

① 賃貸借関係紛争に関する電話相談、専門家等による面接相談等の実施

・提案者：宮崎県司法書士会

・評価

(補助対象者要件)

| 要件 | 考え方 | 評価結果 |
|---|--|------|
| (1) 公平性及び中立性に関する要件 | ・提案者が、事業を実施する上での公平性及び中立性を有するかどうか。 | ○ |
| (2) 技術能力に関する要件 | ・住宅の紛争解決手続に関する活動の実績又はその知見や知識を十分に有するかどうか | ○ |
| (3) 守秘性に関する要件 | ・提案者の規定等において、本事業において知り得た情報を秘密にすること等の規定を設けているかどうか | ○ |
| (4) 事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件 | ・事業に係る経理等の処理を適切に行う体制となっているかどうか | ○ |

(提案内容選定基準)

| 基準 | 考え方 | 評価結果 |
|-----------|---|------|
| (1) 業務理解度 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に係る課題を踏まえた提案になっているかどうか | ○ |
| (2) 実施手順 | ・事業フロー及び工程計画において、電話、面接相談等の事業が、計画的かつ効率的に設定されているかどうか | ○ |
| (3) 的確性 | ・業務内容を具体的に定め、その実施方法を的確に定めているかどうか ・業務内容が、民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に対して適切なものであるかどうか | ○ |
| (4) 実現性 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に当たり、裏付けによる類似の事業実績を有するかどうか | ○ |
| (5) 専門性 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決について、専門的な検討・分析手法を有するかどうか | ○ |

(別紙2)

□住宅セーフティネット基盤強化推進事業（裁判外紛争処理手続きの活用等による電話相談や面接相談体制の整備等に係る事業）を行う者の審査結果について

① 賃貸借関係紛争に関する電話相談、専門家等による面接相談等の実施

・提案者：滋賀県行政書士会

・評価

(補助対象者要件)

| 要件 | 考え方 | 評価結果 |
|---|--|------|
| (1) 公平性及び中立性に関する要件 | ・提案者が、事業を実施する上での公平性及び中立性を有するかどうか。 | ○ |
| (2) 技術能力に関する要件 | ・住宅の紛争解決手続に関する活動の実績又はその知見や知識を十分に有するかどうか | ○ |
| (3) 守秘性に関する要件 | ・提案者の規定等において、本事業において知り得た情報を秘密にすること等の規定を設けているかどうか | ○ |
| (4) 事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件 | ・事業に係る経理等の処理を適切に行う体制となっているかどうか | ○ |

(提案内容選定基準)

| 基準 | 考え方 | 評価結果 |
|-----------|---|------|
| (1) 業務理解度 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に係る課題を踏まえた提案になっているかどうか | ○ |
| (2) 実施手順 | ・事業フロー及び工程計画において、電話、面接相談等の事業が、計画的かつ効率的に設定されているかどうか | ○ |
| (3) 的確性 | ・業務内容を具体的に定め、その実施方法を的確に定めているかどうか ・業務内容が、民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に対して適切なものであるかどうか | ○ |
| (4) 実現性 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に当たり、裏付けによる類似の事業実績を有するかどうか | ○ |
| (5) 専門性 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決について、専門的な検討・分析手法を有するかどうか | ○ |

(別紙2)

□住宅セーフティネット基盤強化推進事業（裁判外紛争処理手続きの活用等による電話相談や面接相談体制の整備等に係る事業）を行う者の審査結果について

① 賃貸借関係紛争に関する電話相談、専門家等による面接相談等の実施

・提案者：滋賀県司法書士会

・評価

(補助対象者要件)

| 要件 | 考え方 | 評価結果 |
|---|--|------|
| (1) 公平性及び中立性に関する要件 | ・提案者が、事業を実施する上での公平性及び中立性を有するかどうか。 | ○ |
| (2) 技術能力に関する要件 | ・住宅の紛争解決手続に関する活動の実績又はその知見や知識を十分に有するかどうか | ○ |
| (3) 守秘性に関する要件 | ・提案者の規定等において、本事業において知り得た情報を秘密にすること等の規定を設けているかどうか | ○ |
| (4) 事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件 | ・事業に係る経理等の処理を適切に行う体制となっているかどうか | ○ |

(提案内容選定基準)

| 基準 | 考え方 | 評価結果 |
|-----------|---|------|
| (1) 業務理解度 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に係る課題を踏まえた提案になっているかどうか | ○ |
| (2) 実施手順 | ・事業フロー及び工程計画において、電話、面接相談等の事業が、計画的かつ効率的に設定されているかどうか | ○ |
| (3) 的確性 | ・業務内容を具体的に定め、その実施方法を的確に定めているかどうか ・業務内容が、民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に対して適切なものであるかどうか | ○ |
| (4) 実現性 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に当たり、裏付けによる類似の事業実績を有するかどうか | ○ |
| (5) 専門性 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決について、専門的な検討・分析手法を有するかどうか | ○ |

(別紙2)

□住宅セーフティネット基盤強化推進事業（裁判外紛争処理手続きの活用等による電話相談や面接相談体制の整備等に係る事業）を行う者の審査結果について

① 賃貸借関係紛争に関する電話相談、専門家等による面接相談等の実施

・提案者：神奈川県行政書士会

・評価

(補助対象者要件)

| 要件 | 考え方 | 評価結果 |
|---|--|------|
| (1) 公平性及び中立性に関する要件 | ・提案者が、事業を実施する上での公平性及び中立性を有するかどうか。 | ○ |
| (2) 技術能力に関する要件 | ・住宅の紛争解決手続に関する活動の実績又はその知見や知識を十分に有するかどうか | ○ |
| (3) 守秘性に関する要件 | ・提案者の規定等において、本事業において知り得た情報を秘密にすること等の規定を設けているかどうか | ○ |
| (4) 事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件 | ・事業に係る経理等の処理を適切に行う体制となっているかどうか | ○ |

(提案内容選定基準)

| 基準 | 考え方 | 評価結果 |
|-----------|---|------|
| (1) 業務理解度 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に係る課題を踏まえた提案になっているかどうか | ○ |
| (2) 実施手順 | ・事業フロー及び工程計画において、電話、面接相談等の事業が、計画的かつ効率的に設定されているかどうか | ○ |
| (3) 的確性 | ・業務内容を具体的に定め、その実施方法を的確に定めているかどうか ・業務内容が、民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に対して適切なものであるかどうか | ○ |
| (4) 実現性 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に当たり、裏付けによる類似の事業実績を有するかどうか | ○ |
| (5) 専門性 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決について、専門的な検討・分析手法を有するかどうか | ○ |

(別紙2)

□住宅セーフティネット基盤強化推進事業（裁判外紛争処理手続きの活用等による電話相談や面接相談体制の整備等に係る事業）を行う者の審査結果について

① 貸貸借関係紛争に関する電話相談、専門家等による面接相談等の実施

・提案者：千葉司法書士会

・評価

(補助対象者要件)

| 要件 | 考え方 | 評価結果 |
|---|--|------|
| (1) 公平性及び中立性に関する要件 | ・提案者が、事業を実施する上での公平性及び中立性を有するかどうか。 | ○ |
| (2) 技術能力に関する要件 | ・住宅の紛争解決手続に関する活動の実績又はその知見や知識を十分に有するかどうか | ○ |
| (3) 守秘性に関する要件 | ・提案者の規定等において、本事業において知り得た情報を秘密にすること等の規定を設けているかどうか | ○ |
| (4) 事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件 | ・事業に係る経理等の処理を適切に行う体制となっているかどうか | ○ |

(提案内容選定基準)

| 基準 | 考え方 | 評価結果 |
|-----------|---|------|
| (1) 業務理解度 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に係る課題を踏まえた提案になっているかどうか | ○ |
| (2) 実施手順 | ・事業フロー及び工程計画において、電話、面接相談等の事業が、計画的かつ効率的に設定されているかどうか | ○ |
| (3) 的確性 | ・業務内容を具体的に定め、その実施方法を的確に定めているかどうか ・業務内容が、民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に対して適切なものであるかどうか | ○ |
| (4) 実現性 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に当たり、裏付けによる類似の事業実績を有するかどうか | ○ |
| (5) 専門性 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決について、専門的な検討・分析手法を有するかどうか | ○ |

(別紙2)

□住宅セーフティネット基盤強化推進事業（裁判外紛争処理手続きの活用等による電話相談や面接相談体制の整備等に係る事業）を行う者の審査結果について

① 賃貸借関係紛争に関する電話相談、専門家等による面接相談等の実施

・提案者：福岡県司法書士会

・評価

(補助対象者要件)

| 要件 | 考え方 | 評価結果 |
|---|--|------|
| (1) 公平性及び中立性に関する要件 | ・提案者が、事業を実施する上での公平性及び中立性を有するかどうか。 | ○ |
| (2) 技術能力に関する要件 | ・住宅の紛争解決手続に関する活動の実績又はその知見や知識を十分に有するかどうか | ○ |
| (3) 守秘性に関する要件 | ・提案者の規定等において、本事業において知り得た情報を秘密にすること等の規定を設けているかどうか | ○ |
| (4) 事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件 | ・事業に係る経理等の処理を適切に行う体制となっているかどうか | ○ |

(提案内容選定基準)

| 基準 | 考え方 | 評価結果 |
|-----------|---|------|
| (1) 業務理解度 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に係る課題を踏まえた提案になっているかどうか | ○ |
| (2) 実施手順 | ・事業フロー及び工程計画において、電話、面接相談等の事業が、計画的かつ効率的に設定されているかどうか | ○ |
| (3) 的確性 | ・業務内容を具体的に定め、その実施方法を的確に定めているかどうか ・業務内容が、民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に対して適切なものであるかどうか | ○ |
| (4) 実現性 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に当たり、裏付けによる類似の事業実績を有するかどうか | ○ |
| (5) 専門性 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決について、専門的な検討・分析手法を有するかどうか | ○ |

(別紙2)

□住宅セーフティネット基盤強化推進事業（裁判外紛争処理手続きの活用等による電話相談や面接相談体制の整備等に係る事業）を行う者の審査結果について

① 賃貸借関係紛争に関する電話相談、専門家等による面接相談等の実施

・提案者：栃木県行政書士会

・評価

(補助対象者要件)

| 要件 | 考え方 | 評価結果 |
|---|--|------|
| (1) 公平性及び中立性に関する要件 | ・提案者が、事業を実施する上での公平性及び中立性を有するかどうか。 | ○ |
| (2) 技術能力に関する要件 | ・住宅の紛争解決手続に関する活動の実績又はその知見や知識を十分に有するかどうか | ○ |
| (3) 守秘性に関する要件 | ・提案者の規定等において、本事業において知り得た情報を秘密にすること等の規定を設けているかどうか | ○ |
| (4) 事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件 | ・事業に係る経理等の処理を適切に行う体制となっているかどうか | ○ |

(提案内容選定基準)

| 基準 | 考え方 | 評価結果 |
|-----------|---|------|
| (1) 業務理解度 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に係る課題を踏まえた提案になっているかどうか | × |
| (2) 実施手順 | ・事業フロー及び工程計画において、電話、面接相談等の事業が、計画的かつ効率的に設定されているかどうか | ○ |
| (3) 的確性 | ・業務内容を具体的に定め、その実施方法を的確に定めているかどうか ・業務内容が、民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に対して適切なものであるかどうか | × |
| (4) 実現性 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に当たり、裏付けによる類似の事業実績を有するかどうか | ○ |
| (5) 専門性 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決について、専門的な検討・分析手法を有するかどうか | ○ |

(別紙2)

□住宅セーフティネット基盤強化推進事業（裁判外紛争処理手続きの活用等による電話相談や面接相談体制の整備等に係る事業）を行う者の審査結果について

① 貸貸借関係紛争に関する電話相談、専門家等による面接相談等の実施

・提案者：東京司法書士会

・評価

(補助対象者要件)

| 要件 | 考え方 | 評価結果 |
|---|--|------|
| (1) 公平性及び中立性に関する要件 | ・提案者が、事業を実施する上での公平性及び中立性を有するかどうか。 | ○ |
| (2) 技術能力に関する要件 | ・住宅の紛争解決手続に関する活動の実績又はその知見や知識を十分に有するかどうか | ○ |
| (3) 守秘性に関する要件 | ・提案者の規定等において、本事業において知り得た情報を秘密にすること等の規定を設けているかどうか | ○ |
| (4) 事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件 | ・事業に係る経理等の処理を適切に行う体制となっているかどうか | ○ |

(提案内容選定基準)

| 基準 | 考え方 | 評価結果 |
|-----------|---|------|
| (1) 業務理解度 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に係る課題を踏まえた提案になっているかどうか | ○ |
| (2) 実施手順 | ・事業フロー及び工程計画において、電話、面接相談等の事業が、計画的かつ効率的に設定されているかどうか | ○ |
| (3) 的確性 | ・業務内容を具体的に定め、その実施方法を的確に定めているかどうか ・業務内容が、民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に対して適切なものであるかどうか | ○ |
| (4) 実現性 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に当たり、裏付けによる類似の事業実績を有するかどうか | ○ |
| (5) 専門性 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決について、専門的な検討・分析手法を有するかどうか | ○ |

(別紙2)

□住宅セーフティネット基盤強化推進事業（裁判外紛争処理手続きの活用等による電話相談や面接相談体制の整備等に係る事業）を行う者の審査結果について

① 賃貸借関係紛争に関する電話相談、専門家等による面接相談等の実施

・提案者：和歌山県行政書士会

・評価

(補助対象者要件)

| 要件 | 考え方 | 評価結果 |
|---|--|------|
| (1) 公平性及び中立性に関する要件 | ・提案者が、事業を実施する上での公平性及び中立性を有するかどうか。 | ○ |
| (2) 技術能力に関する要件 | ・住宅の紛争解決手続に関する活動の実績又はその知見や知識を十分に有するかどうか | ○ |
| (3) 守秘性に関する要件 | ・提案者の規定等において、本事業において知り得た情報を秘密にすること等の規定を設けているかどうか | ○ |
| (4) 事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件 | ・事業に係る経理等の処理を適切に行う体制となっているかどうか | ○ |

(提案内容選定基準)

| 基準 | 考え方 | 評価結果 |
|-----------|---|------|
| (1) 業務理解度 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に係る課題を踏まえた提案になっているかどうか | ○ |
| (2) 実施手順 | ・事業フロー及び工程計画において、電話、面接相談等の事業が、計画的かつ効率的に設定されているかどうか | ○ |
| (3) 的確性 | ・業務内容を具体的に定め、その実施方法を的確に定めているかどうか ・業務内容が、民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に対して適切なものであるかどうか | ○ |
| (4) 実現性 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に当たり、裏付けによる類似の事業実績を有するかどうか | ○ |
| (5) 専門性 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決について、専門的な検討・分析手法を有するかどうか | ○ |

(別紙2)

□住宅セーフティネット基盤強化推進事業（裁判外紛争処理手続きの活用等による電話相談や面接相談体制の整備等に係る事業）を行う者の審査結果について

① 賃貸借関係紛争に関する電話相談、専門家等による面接相談等の実施

・提案者：山梨県行政書士会

・評価

(補助対象者要件)

| 要件 | 考え方 | 評価結果 |
|---|--|------|
| (1) 公平性及び中立性に関する要件 | ・提案者が、事業を実施する上での公平性及び中立性を有するかどうか。 | ○ |
| (2) 技術能力に関する要件 | ・住宅の紛争解決手続に関する活動の実績又はその知見や知識を十分に有するかどうか | ○ |
| (3) 守秘性に関する要件 | ・提案者の規定等において、本事業において知り得た情報を秘密にすること等の規定を設けているかどうか | ○ |
| (4) 事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件 | ・事業に係る経理等の処理を適切に行う体制となっているかどうか | ○ |

(提案内容選定基準)

| 基準 | 考え方 | 評価結果 |
|-----------|---|------|
| (1) 業務理解度 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に係る課題を踏まえた提案になっているかどうか | ○ |
| (2) 実施手順 | ・事業フロー及び工程計画において、電話、面接相談等の事業が、計画的かつ効率的に設定されているかどうか | ○ |
| (3) 的確性 | ・業務内容を具体的に定め、その実施方法を的確に定めているかどうか ・業務内容が、民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に対して適切なものであるかどうか | ○ |
| (4) 実現性 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に当たり、裏付けによる類似の事業実績を有するかどうか | ○ |
| (5) 専門性 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決について、専門的な検討・分析手法を有するかどうか | ○ |

(別紙2)

□住宅セーフティネット基盤強化推進事業（裁判外紛争処理手続きの活用等による電話相談や面接相談体制の整備等に係る事業）を行う者の審査結果について

① 賃貸借関係紛争に関する電話相談、専門家等による面接相談等の実施

・提案者：東京都行政書士会

・評価

(補助対象者要件)

| 要件 | 考え方 | 評価結果 |
|---|--|------|
| (1) 公平性及び中立性に関する要件 | ・提案者が、事業を実施する上での公平性及び中立性を有するかどうか。 | ○ |
| (2) 技術能力に関する要件 | ・住宅の紛争解決手続に関する活動の実績又はその知見や知識を十分に有するかどうか | ○ |
| (3) 守秘性に関する要件 | ・提案者の規定等において、本事業において知り得た情報を秘密にすること等の規定を設けているかどうか | ○ |
| (4) 事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件 | ・事業に係る経理等の処理を適切に行う体制となっているかどうか | ○ |

(提案内容選定基準)

| 基準 | 考え方 | 評価結果 |
|-----------|---|------|
| (1) 業務理解度 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に係る課題を踏まえた提案になっているかどうか | ○ |
| (2) 実施手順 | ・事業フロー及び工程計画において、電話、面接相談等の事業が、計画的かつ効率的に設定されているかどうか | ○ |
| (3) 的確性 | ・業務内容を具体的に定め、その実施方法を的確に定めているかどうか ・業務内容が、民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に対して適切なものであるかどうか | ○ |
| (4) 実現性 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に当たり、裏付けによる類似の事業実績を有するかどうか | ○ |
| (5) 専門性 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決について、専門的な検討・分析手法を有するかどうか | ○ |

(別紙2)

□住宅セーフティネット基盤強化推進事業（裁判外紛争処理手続きの活用等による電話相談や面接相談体制の整備等に係る事業）を行う者の審査結果について

① 賃貸借関係紛争に関する電話相談、専門家等による面接相談等の実施

・提案者：(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター

・評価

(補助対象者要件)

| 要件 | 考え方 | 評価結果 |
|---|--|------|
| (1) 公平性及び中立性に関する要件 | ・提案者が、事業を実施する上での公平性及び中立性を有するかどうか。 | ○ |
| (2) 技術能力に関する要件 | ・住宅の紛争解決手続に関する活動の実績又はその知見や知識を十分に有するかどうか | ○ |
| (3) 守秘性に関する要件 | ・提案者の規定等において、本事業において知り得た情報を秘密にすること等の規定を設けているかどうか | ○ |
| (4) 事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件 | ・事業に係る経理等の処理を適切に行う体制となっているかどうか | ○ |

(提案内容選定基準)

| 基準 | 考え方 | 評価結果 |
|-----------|---|------|
| (1) 業務理解度 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に係る課題を踏まえた提案になっているかどうか | ○ |
| (2) 実施手順 | ・事業フロー及び工程計画において、電話、面接相談等の事業が、計画的かつ効率的に設定されているかどうか | ○ |
| (3) 的確性 | ・業務内容を具体的に定め、その実施方法を的確に定めているかどうか ・業務内容が、民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に対して適切なものであるかどうか | ○ |
| (4) 実現性 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に当たり、裏付けによる類似の事業実績を有するかどうか | ○ |
| (5) 専門性 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決について、専門的な検討・分析手法を有するかどうか | ○ |

(別紙2)

□住宅セーフティネット基盤強化推進事業（裁判外紛争処理手続きの活用等による電話相談や面接相談体制の整備等に係る事業）を行う者の審査結果について

② 賃貸借関係紛争の解決手続・業務に関するマニュアル作成

・提案者：宮崎県司法書士会

・評価

(補助対象者要件)

| 要件 | 考え方 | 評価結果 |
|---|--|------|
| (1) 公平性及び中立性に関する要件 | ・提案者が、事業を実施する上での公平性及び中立性を有するかどうか。 | ○ |
| (2) 技術能力に関する要件 | ・住宅の紛争解決手続に関する活動の実績又はその知見や知識を十分に有するかどうか | ○ |
| (3) 守秘性に関する要件 | ・提案者の規定等において、本事業において知り得た情報を秘密にすること等の規定を設けているかどうか | ○ |
| (4) 事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件 | ・事業に係る経理等の処理を適切に行う体制となっているかどうか | ○ |

(提案内容選定基準)

| 基準 | 考え方 | 評価結果 |
|-----------|---|------|
| (1) 業務理解度 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に係る課題を踏まえた提案になっているかどうか | △ |
| (2) 実施手順 | ・事業フロー及び工程計画において、電話、面接相談等の事業が、計画的かつ効率的に設定されているかどうか | △ |
| (3) 的確性 | ・業務内容を具体的に定め、その実施方法を的確に定めているかどうか ・業務内容が、民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に対して適切なものであるかどうか | △ |
| (4) 実現性 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に当たり、裏付けによる類似の事業実績を有するかどうか | △ |
| (5) 専門性 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決について、専門的な検討・分析手法を有するかどうか | △ |

※補助対象事業者に求められている(1)～(4)の要件については全て満たしており、また、提案内容選定基準での(1)～(5)についても概ね満たしていると判断されたため、予算の範囲内で他者の提案書と比較する必要があり、その結果、上記提案者の提案内容は90点(150点満点)であり、他事業者の提案書が138点(150点満点)であったことから、上記提案者からの提案を不採択とした。

(別紙2)

□住宅セーフティネット基盤強化推進事業（裁判外紛争処理手続きの活用等による電話相談や面接相談体制の整備等に係る事業）を行う者の審査結果について

② 賃貸借関係紛争の解決手続・業務に関するマニュアル作成

・提案者：神奈川県行政書士会

・評価

(補助対象者要件)

| 要件 | 考え方 | 評価結果 |
|---|--|------|
| (1) 公平性及び中立性に関する要件 | ・提案者が、事業を実施する上での公平性及び中立性を有するかどうか。 | ○ |
| (2) 技術能力に関する要件 | ・住宅の紛争解決手続に関する活動の実績又はその知見や知識を十分に有するかどうか | ○ |
| (3) 守秘性に関する要件 | ・提案者の規定等において、本事業において知り得た情報を秘密にすること等の規定を設けているかどうか | ○ |
| (4) 事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件 | ・事業に係る経理等の処理を適切に行う体制となっているかどうか | ○ |

(提案内容選定基準)

| 基準 | 考え方 | 評価結果 |
|-----------|---|------|
| (1) 業務理解度 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に係る課題を踏まえた提案になっているかどうか | × |
| (2) 実施手順 | ・事業フロー及び工程計画において、電話、面接相談等の事業が、計画的かつ効率的に設定されているかどうか | × |
| (3) 的確性 | ・業務内容を具体的に定め、その実施方法を的確に定めているかどうか ・業務内容が、民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に対して適切なものであるかどうか | × |
| (4) 実現性 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に当たり、裏付けによる類似の事業実績を有するかどうか | ○ |
| (5) 専門性 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決について、専門的な検討・分析手法を有するかどうか | × |

(別紙2)

□住宅セーフティネット基盤強化推進事業（裁判外紛争処理手続きの活用等による電話相談や面接相談体制の整備等に係る事業）を行う者の審査結果について

② 賃貸借関係紛争の解決手続・業務に関するマニュアル作成

・提案者：和歌山県行政書士会

・評価

(補助対象者要件)

| 要件 | 考え方 | 評価結果 |
|---|--|------|
| (1) 公平性及び中立性に関する要件 | ・提案者が、事業を実施する上での公平性及び中立性を有するかどうか。 | ○ |
| (2) 技術能力に関する要件 | ・住宅の紛争解決手続に関する活動の実績又はその知見や知識を十分に有するかどうか | ○ |
| (3) 守秘性に関する要件 | ・提案者の規定等において、本事業において知り得た情報を秘密にすること等の規定を設けているかどうか | ○ |
| (4) 事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件 | ・事業に係る経理等の処理を適切に行う体制となっているかどうか | ○ |

(提案内容選定基準)

| 基準 | 考え方 | 評価結果 |
|-----------|---|------|
| (1) 業務理解度 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に係る課題を踏まえた提案になっているかどうか | × |
| (2) 実施手順 | ・事業フロー及び工程計画において、電話、面接相談等の事業が、計画的かつ効率的に設定されているかどうか | × |
| (3) 的確性 | ・業務内容を具体的に定め、その実施方法を的確に定めているかどうか ・業務内容が、民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に対して適切なものであるかどうか | × |
| (4) 実現性 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に当たり、裏付けによる類似の事業実績を有するかどうか | × |
| (5) 専門性 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決について、専門的な検討・分析手法を有するかどうか | × |

(別紙2)

□住宅セーフティネット基盤強化推進事業（裁判外紛争処理手続きの活用等による電話相談や面接相談体制の整備等に係る事業）を行う者の審査結果について

② 貸貸借関係紛争の解決手続・業務に関するマニュアル作成

・提案者：東京都行政書士会

・評価

(補助対象者要件)

| 要件 | 考え方 | 評価結果 |
|---|--|------|
| (1) 公平性及び中立性に関する要件 | ・提案者が、事業を実施する上での公平性及び中立性を有するかどうか。 | ○ |
| (2) 技術能力に関する要件 | ・住宅の紛争解決手続に関する活動の実績又はその知見や知識を十分に有するかどうか | ○ |
| (3) 守秘性に関する要件 | ・提案者の規定等において、本事業において知り得た情報を秘密にすること等の規定を設けているかどうか | ○ |
| (4) 事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件 | ・事業に係る経理等の処理を適切に行う体制となっているかどうか | ○ |

(提案内容選定基準)

| 基準 | 考え方 | 評価結果 |
|-----------|---|------|
| (1) 業務理解度 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に係る課題を踏まえた提案になっているかどうか | × |
| (2) 実施手順 | ・事業フロー及び工程計画において、電話、面接相談等の事業が、計画的かつ効率的に設定されているかどうか | ○ |
| (3) 的確性 | ・業務内容を具体的に定め、その実施方法を的確に定めているかどうか ・業務内容が、民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に対して適切なものであるかどうか | × |
| (4) 実現性 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に当たり、裏付けによる類似の事業実績を有するかどうか | × |
| (5) 専門性 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決について、専門的な検討・分析手法を有するかどうか | ○ |

(別紙2)

□住宅セーフティネット基盤強化推進事業（裁判外紛争処理手続きの活用等による電話相談や面接相談体制の整備等に係る事業）を行う者の審査結果について

② 賃貸借関係紛争の解決手続・業務に関するマニュアル作成

・提案者：(株) 社会空間研究所

・評価

(補助対象者要件)

| 要件 | 考え方 | 評価結果 |
|---|--|------|
| (1) 公平性及び中立性に関する要件 | ・提案者が、事業を実施する上での公平性及び中立性を有するかどうか。 | ○ |
| (2) 技術能力に関する要件 | ・住宅の紛争解決手続に関する活動の実績又はその知見や知識を十分に有するかどうか | ○ |
| (3) 守秘性に関する要件 | ・提案者の規定等において、本事業において知り得た情報を秘密にすること等の規定を設けているかどうか | ○ |
| (4) 事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件 | ・事業に係る経理等の処理を適切に行う体制となっているかどうか | ○ |

(提案内容選定基準)

| 基準 | 考え方 | 評価結果 |
|-----------|---|------|
| (1) 業務理解度 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に係る課題を踏まえた提案になっているかどうか | ○ |
| (2) 実施手順 | ・事業フロー及び工程計画において、電話、面接相談等の事業が、計画的かつ効率的に設定されているかどうか | △ |
| (3) 的確性 | ・業務内容を具体的に定め、その実施方法を的確に定めているかどうか ・業務内容が、民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に対して適切なものであるかどうか | ○ |
| (4) 実現性 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に当たり、裏付けによる類似の事業実績を有するかどうか | △ |
| (5) 専門性 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決について、専門的な検討・分析手法を有するかどうか | △ |

※補助対象事業者に求められている(1)～(4)の要件については全て満たしており、また、提案内容選定基準での(1)～(5)についても概ね満たしていると判断されたため、予算の範囲内で他者の提案書と比較する必要があり、その結果、上記提案者の提案内容は114点(150点満点)であり、他事業者の提案書が138点(150点満点)であったことから、上記提案者からの提案を不採択とした。

(別紙2)

□住宅セーフティネット基盤強化推進事業（裁判外紛争処理手続きの活用等による電話相談や面接相談体制の整備等に係る事業）を行う者の審査結果について

② 貸貸借関係紛争の解決手続・業務に関するマニュアル作成

・提案者：(株) 三菱東京 UFJ リサーチ&コンサルティング

・評価

(補助対象者要件)

| 要件 | 考え方 | 評価結果 |
|---|--|------|
| (1) 公平性及び中立性に関する要件 | ・提案者が、事業を実施する上での公平性及び中立性を有するかどうか。 | ○ |
| (2) 技術能力に関する要件 | ・住宅の紛争解決手続に関する活動の実績又はその知見や知識を十分に有するかどうか | ○ |
| (3) 守秘性に関する要件 | ・提案者の規定等において、本事業において知り得た情報を秘密にすること等の規定を設けているかどうか | ○ |
| (4) 事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件 | ・事業に係る経理等の処理を適切に行う体制となっているかどうか | ○ |

(提案内容選定基準)

| 基準 | 考え方 | 評価結果 |
|-----------|---|------|
| (1) 業務理解度 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に係る課題を踏まえた提案になっているかどうか | △ |
| (2) 実施手順 | ・事業フロー及び工程計画において、電話、面接相談等の事業が、計画的かつ効率的に設定されているかどうか | ○ |
| (3) 的確性 | ・業務内容を具体的に定め、その実施方法を的確に定めているかどうか ・業務内容が、民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に対して適切なものであるかどうか | ○ |
| (4) 実現性 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に当たり、裏付けによる類似の事業実績を有するかどうか | ○ |
| (5) 専門性 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決について、専門的な検討・分析手法を有するかどうか | ○ |

(別紙2)

□住宅セーフティネット基盤強化推進事業（裁判外紛争処理手続きの活用等による電話相談や面接相談体制の整備等に係る事業）を行う者の審査結果について

③ 賃貸借関係紛争に関する判例・実例（裁判外紛争解決手続きを含む）の調査・収集・整理・分析等

・提案者：和歌山県行政書士会

・評価

(補助対象者要件)

| 要件 | 考え方 | 評価結果 |
|---|--|------|
| (1) 公平性及び中立性に関する要件 | ・提案者が、事業を実施する上での公平性及び中立性を有するかどうか。 | ○ |
| (2) 技術能力に関する要件 | ・住宅の紛争解決手続きに関する活動の実績又はその知見や知識を十分に有するかどうか | ○ |
| (3) 守秘性に関する要件 | ・提案者の規定等において、本事業において知り得た情報を秘密にすること等の規定を設けているかどうか | ○ |
| (4) 事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件 | ・事業に係る経理等の処理を適切に行う体制となっているかどうか | ○ |

(提案内容選定基準)

| 基準 | 考え方 | 評価結果 |
|-----------|---|------|
| (1) 業務理解度 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に係る課題を踏まえた提案になっているかどうか | × |
| (2) 実施手順 | ・事業フロー及び工程計画において、電話、面接相談等の事業が、計画的かつ効率的に設定されているかどうか | × |
| (3) 的確性 | ・業務内容を具体的に定め、その実施方法を的確に定めているかどうか ・業務内容が、民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に対して適切なものであるかどうか | × |
| (4) 実現性 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に当たり、裏付けによる類似の事業実績を有するかどうか | × |
| (5) 専門性 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決について、専門的な検討・分析手法を有するかどうか | × |

(別紙2)

□住宅セーフティネット基盤強化推進事業（裁判外紛争処理手続きの活用等による電話相談や面接相談体制の整備等に係る事業）を行う者の審査結果について

③ 賃貸借関係紛争に関する判例・実例（裁判外紛争解決手続きを含む）の調査・収集・整理・分析等

・提案者：神奈川県行政書士会

・評価

(補助対象者要件)

| 要件 | 考え方 | 評価結果 |
|---|--|------|
| (1) 公平性及び中立性に関する要件 | ・提案者が、事業を実施する上での公平性及び中立性を有するかどうか。 | ○ |
| (2) 技術能力に関する要件 | ・住宅の紛争解決手続きに関する活動の実績又はその知見や知識を十分に有するかどうか | ○ |
| (3) 守秘性に関する要件 | ・提案者の規定等において、本事業において知り得た情報を秘密にすること等の規定を設けているかどうか | ○ |
| (4) 事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件 | ・事業に係る経理等の処理を適切に行う体制となっているかどうか | ○ |

(提案内容選定基準)

| 基準 | 考え方 | 評価結果 |
|-----------|---|------|
| (1) 業務理解度 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に係る課題を踏まえた提案になっているかどうか | × |
| (2) 実施手順 | ・事業フロー及び工程計画において、電話、面接相談等の事業が、計画的かつ効率的に設定されているかどうか | × |
| (3) 的確性 | ・業務内容を具体的に定め、その実施方法を的確に定めているかどうか ・業務内容が、民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に対して適切なものであるかどうか | × |
| (4) 実現性 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に当たり、裏付けによる類似の事業実績を有するかどうか | × |
| (5) 専門性 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決について、専門的な検討・分析手法を有するかどうか | × |

(別紙2)

□住宅セーフティネット基盤強化推進事業（裁判外紛争処理手続きの活用等による電話相談や面接相談体制の整備等に係る事業）を行う者の審査結果について

③ 賃貸借関係紛争に関する判例・実例（裁判外紛争解決手続きを含む）の調査・収集・整理・分析等

・提案者：(株) 三菱東京 UFJ リサーチ&コンサルティング

・評価

(補助対象者要件)

| 要件 | 考え方 | 評価結果 |
|---|--|------|
| (1) 公平性及び中立性に関する要件 | ・提案者が、事業を実施する上での公平性及び中立性を有するかどうか。 | ○ |
| (2) 技術能力に関する要件 | ・住宅の紛争解決手続きに関する活動の実績又はその知見や知識を十分に有するかどうか | ○ |
| (3) 守秘性に関する要件 | ・提案者の規定等において、本事業において知り得た情報を秘密にすること等の規定を設けているかどうか | ○ |
| (4) 事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件 | ・事業に係る経理等の処理を適切に行う体制となっているかどうか | ○ |

(提案内容選定基準)

| 基準 | 考え方 | 評価結果 |
|-----------|---|------|
| (1) 業務理解度 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に係る課題を踏まえた提案になっているかどうか | ○ |
| (2) 実施手順 | ・事業フロー及び工程計画において、電話、面接相談等の事業が、計画的かつ効率的に設定されているかどうか | ○ |
| (3) 的確性 | ・業務内容を具体的に定め、その実施方法を的確に定めているかどうか ・業務内容が、民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に対して適切なものであるかどうか | ○ |
| (4) 実現性 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に当たり、裏付けによる類似の事業実績を有するかどうか | ○ |
| (5) 専門性 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決について、専門的な検討・分析手法を有するかどうか | ○ |

(別紙2)

□住宅セーフティネット基盤強化推進事業（裁判外紛争処理手続きの活用等による電話相談や面接相談体制の整備等に係る事業）を行う者の審査結果について

④ 賃貸貸借関係紛争の解決業務に携わる者への研修会の実施

・提案者：宮崎県司法書士会

・評価

(補助対象者要件)

| 要件 | 考え方 | 評価結果 |
|---|--|------|
| (1) 公平性及び中立性に関する要件 | ・提案者が、事業を実施する上での公平性及び中立性を有するかどうか。 | ○ |
| (2) 技術能力に関する要件 | ・住宅の紛争解決手続に関する活動の実績又はその知見や知識を十分に有するかどうか | ○ |
| (3) 守秘性に関する要件 | ・提案者の規定等において、本事業において知り得た情報を秘密にすること等の規定を設けているかどうか | ○ |
| (4) 事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件 | ・事業に係る経理等の処理を適切に行う体制となっているかどうか | ○ |

(提案内容選定基準)

| 基準 | 考え方 | 評価結果 |
|-----------|---|------|
| (1) 業務理解度 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に係る課題を踏まえた提案になっているかどうか | × |
| (2) 実施手順 | ・事業フロー及び工程計画において、電話、面接相談等の事業が、計画的かつ効率的に設定されているかどうか | × |
| (3) 的確性 | ・業務内容を具体的に定め、その実施方法を的確に定めているかどうか ・業務内容が、民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に対して適切なものであるかどうか | × |
| (4) 実現性 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に当たり、裏付けによる類似の事業実績を有するかどうか | ○ |
| (5) 専門性 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決について、専門的な検討・分析手法を有するかどうか | × |

(別紙2)

□住宅セーフティネット基盤強化推進事業（裁判外紛争処理手続きの活用等による電話相談や面接相談体制の整備等に係る事業）を行う者の審査結果について

④ 賃貸貸借関係紛争の解決業務に携わる者への研修会の実施

・提案者：神奈川県行政書士会

・評価

(補助対象者要件)

| 要件 | 考え方 | 評価結果 |
|---|--|------|
| (1) 公平性及び中立性に関する要件 | ・提案者が、事業を実施する上での公平性及び中立性を有するかどうか。 | ○ |
| (2) 技術能力に関する要件 | ・住宅の紛争解決手続に関する活動の実績又はその知見や知識を十分に有するかどうか | ○ |
| (3) 守秘性に関する要件 | ・提案者の規定等において、本事業において知り得た情報を秘密にすること等の規定を設けているかどうか | ○ |
| (4) 事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件 | ・事業に係る経理等の処理を適切に行う体制となっているかどうか | ○ |

(提案内容選定基準)

| 基準 | 考え方 | 評価結果 |
|-----------|---|------|
| (1) 業務理解度 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に係る課題を踏まえた提案になっているかどうか | × |
| (2) 実施手順 | ・事業フロー及び工程計画において、電話、面接相談等の事業が、計画的かつ効率的に設定されているかどうか | × |
| (3) 的確性 | ・業務内容を具体的に定め、その実施方法を的確に定めているかどうか ・業務内容が、民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に対して適切なものであるかどうか | × |
| (4) 実現性 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に当たり、裏付けによる類似の事業実績を有するかどうか | ○ |
| (5) 専門性 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決について、専門的な検討・分析手法を有するかどうか | × |

(別紙2)

□住宅セーフティネット基盤強化推進事業（裁判外紛争処理手続きの活用等による電話相談や面接相談体制の整備等に係る事業）を行う者の審査結果について

④ 賃貸貸借関係紛争の解決業務に携わる者への研修会の実施

・提案者：福岡県司法書士会

・評価

(補助対象者要件)

| 要件 | 考え方 | 評価結果 |
|---|--|------|
| (1) 公平性及び中立性に関する要件 | ・提案者が、事業を実施する上での公平性及び中立性を有するかどうか。 | ○ |
| (2) 技術能力に関する要件 | ・住宅の紛争解決手続に関する活動の実績又はその知見や知識を十分に有するかどうか | ○ |
| (3) 守秘性に関する要件 | ・提案者の規定等において、本事業において知り得た情報を秘密にすること等の規定を設けているかどうか | ○ |
| (4) 事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件 | ・事業に係る経理等の処理を適切に行う体制となっているかどうか | ○ |

(提案内容選定基準)

| 基準 | 考え方 | 評価結果 |
|-----------|---|------|
| (1) 業務理解度 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に係る課題を踏まえた提案になっているかどうか | × |
| (2) 実施手順 | ・事業フロー及び工程計画において、電話、面接相談等の事業が、計画的かつ効率的に設定されているかどうか | × |
| (3) 的確性 | ・業務内容を具体的に定め、その実施方法を的確に定めているかどうか ・業務内容が、民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に対して適切なものであるかどうか | × |
| (4) 実現性 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に当たり、裏付けによる類似の事業実績を有するかどうか | ○ |
| (5) 専門性 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決について、専門的な検討・分析手法を有するかどうか | × |

(別紙2)

□住宅セーフティネット基盤強化推進事業（裁判外紛争処理手続きの活用等による電話相談や面接相談体制の整備等に係る事業）を行う者の審査結果について

④ 賃貸貸借関係紛争の解決業務に携わる者への研修会の実施

・提案者：和歌山県行政書士会

・評価

(補助対象者要件)

| 要件 | 考え方 | 評価結果 |
|---|--|------|
| (1) 公平性及び中立性に関する要件 | ・提案者が、事業を実施する上での公平性及び中立性を有するかどうか。 | ○ |
| (2) 技術能力に関する要件 | ・住宅の紛争解決手続に関する活動の実績又はその知見や知識を十分に有するかどうか | ○ |
| (3) 守秘性に関する要件 | ・提案者の規定等において、本事業において知り得た情報を秘密にすること等の規定を設けているかどうか | ○ |
| (4) 事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件 | ・事業に係る経理等の処理を適切に行う体制となっているかどうか | ○ |

(提案内容選定基準)

| 基準 | 考え方 | 評価結果 |
|-----------|---|------|
| (1) 業務理解度 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に係る課題を踏まえた提案になっているかどうか | × |
| (2) 実施手順 | ・事業フロー及び工程計画において、電話、面接相談等の事業が、計画的かつ効率的に設定されているかどうか | × |
| (3) 的確性 | ・業務内容を具体的に定め、その実施方法を的確に定めているかどうか ・業務内容が、民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に対して適切なものであるかどうか | × |
| (4) 実現性 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に当たり、裏付けによる類似の事業実績を有するかどうか | ○ |
| (5) 専門性 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決について、専門的な検討・分析手法を有するかどうか | × |

(別紙2)

□住宅セーフティネット基盤強化推進事業（裁判外紛争処理手続きの活用等による電話相談や面接相談体制の整備等に係る事業）を行う者の審査結果について

④ 賃貸貸借関係紛争の解決業務に携わる者への研修会の実施

・提案者：東京都行政書士会

・評価

(補助対象者要件)

| 要件 | 考え方 | 評価結果 |
|---|--|------|
| (1) 公平性及び中立性に関する要件 | ・提案者が、事業を実施する上での公平性及び中立性を有するかどうか。 | ○ |
| (2) 技術能力に関する要件 | ・住宅の紛争解決手続に関する活動の実績又はその知見や知識を十分に有するかどうか | ○ |
| (3) 守秘性に関する要件 | ・提案者の規定等において、本事業において知り得た情報を秘密にすること等の規定を設けているかどうか | ○ |
| (4) 事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件 | ・事業に係る経理等の処理を適切に行う体制となっているかどうか | ○ |

(提案内容選定基準)

| 基準 | 考え方 | 評価結果 |
|-----------|---|------|
| (1) 業務理解度 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に係る課題を踏まえた提案になっているかどうか | △ |
| (2) 実施手順 | ・事業フロー及び工程計画において、電話、面接相談等の事業が、計画的かつ効率的に設定されているかどうか | △ |
| (3) 的確性 | ・業務内容を具体的に定め、その実施方法を的確に定めているかどうか ・業務内容が、民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に対して適切なものであるかどうか | △ |
| (4) 実現性 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に当たり、裏付けによる類似の事業実績を有するかどうか | △ |
| (5) 専門性 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決について、専門的な検討・分析手法を有するかどうか | △ |

※補助対象事業者に求められている(1)～(4)の要件については全て満たしており、提案内容選定基準での(1)～(5)についても概ね満たしていると判断されたため、予算の範囲内で他者の提案書と比較する必要があり、その結果、上記提案者の提案内容は90点(150点満点)であり、他事業者の提案書が138点(150点満点)であったことから、上記提案者からの提案書を不採択とした。

(別紙2)

□住宅セーフティネット基盤強化推進事業（裁判外紛争処理手続きの活用等による電話相談や面接相談体制の整備等に係る事業）を行う者の審査結果について

④ 賃貸貸借関係紛争の解決業務に携わる者への研修会の実施

・提案者：(株) 社会空間研究所

・評価

(補助対象者要件)

| 要件 | 考え方 | 評価結果 |
|---|--|------|
| (1) 公平性及び中立性に関する要件 | ・提案者が、事業を実施する上での公平性及び中立性を有するかどうか。 | ○ |
| (2) 技術能力に関する要件 | ・住宅の紛争解決手続に関する活動の実績又はその知見や知識を十分に有するかどうか | ○ |
| (3) 守秘性に関する要件 | ・提案者の規定等において、本事業において知り得た情報を秘密にすること等の規定を設けているかどうか | ○ |
| (4) 事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件 | ・事業に係る経理等の処理を適切に行う体制となっているかどうか | ○ |

(提案内容選定基準)

| 基準 | 考え方 | 評価結果 |
|-----------|---|------|
| (1) 業務理解度 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に係る課題を踏まえた提案になっているかどうか | ○ |
| (2) 実施手順 | ・事業フロー及び工程計画において、電話、面接相談等の事業が、計画的かつ効率的に設定されているかどうか | ○ |
| (3) 的確性 | ・業務内容を具体的に定め、その実施方法を的確に定めているかどうか ・業務内容が、民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に対して適切なものであるかどうか | △ |
| (4) 実現性 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決に当たり、裏付けによる類似の事業実績を有するかどうか | ○ |
| (5) 専門性 | ・民間賃貸住宅に係る紛争の未然防止、円滑な紛争解決について、専門的な検討・分析手法を有するかどうか | ○ |